

## 芸術文化政策をめぐる政府の中立性の考察

石川涼子

### Abstract

When it comes to the state's policy on art and culture, there are two major approaches. One strand of liberal thought emphasizes state neutrality and claim that the state should fund all art and culture equally regardless of its worth. Government should not prioritize certain art to be handed down to posterity, rather it should be determined by the market. Another strand of liberal thought endorses government support for art and culture, especially for high culture. Good art enriches our lives. Thus, government should encourage citizens to enjoy fine art. This paper shows that the tension between these two claims is fundamental to cultural policy.

キーワード：芸術文化政策, リベラリズム, 中立性

### 1. 政府の中立性と芸術文化の支援

麻生太郎政権(2008-2009年)で注目された政策のひとつに、国立メディア芸術総合センター(仮称)、通称「アニメの殿堂」の新設があった。2009年度予算案には整備費117億円が計上されたものの、税金の無駄遣いとして多くの批判を集め、政権交代と共に事業中止の方針が発表された<sup>1)</sup>。仮にこれがアニメではなく、歌舞伎や相撲のような伝統文化の保存のための施設であったとしたら、建設は実現しただろうか。だが最近では、大阪市が伝統芸能である文楽について補助金を減額した例がある。報道によれば、橋下徹大阪市長は「文化遺産だからお客が入るかは関係ないという姿勢ではダメだ」と述べ、伝統文化であることだけを理由に無条件に文化振興のための補助金を受け取ることは許されないという考えを示した<sup>2)</sup>。では、芸術文化の支援は何を考慮して、どのように行われるべきなのだろうか。

芸術文化振興のために政府が文化への支援を行うことを考えるとき、政治哲学の観点からは主として次の二つの立場を想定することができるだろう。第一は、政府(国家)の中立性を重視する立場である。この立場は、私たちの人生をどうしたら豊かにできるかとか、どの文化を後世に残すべきかといったことは政府が決めることではないとの考え方から出てくる。政府が特定の芸術や文化を支援することで、時代遅れの文化や特に後世に残すほどの価値もない文化まで残されてしまうことが起こりうる。政府が芸術文化への支援を行うのだとしたら、その支援対象がマンガのような大衆文化であろうが歌舞伎のような伝統文化であろうが、あらゆる芸術文化を同じように支援すべきだということである。

第二は、政府による特定の文化への支援を肯定する立場である。絵画や演劇、音楽や舞踊などの芸術文化に触れることは、私たちの人生をより豊かにする。マンガのような通俗的な文化しか知らない人生よりも、歌舞伎やオペラの楽しみ方を知った人生のほうが、より善い。政府は人々がより豊かで善い生を送ることができるような環境を調べて然るべきであるので、長い歴史を経て受け継がれてきた芸術文化を人々に提供すべく、こうした芸術文化が大衆文化にのまれて失われてしまうことのないよう、積極的に保護・振興すべきであるとされる。

本稿では、これらの芸術文化支援の在り方について政治哲学の観点から考えるとき、問題になるのは政府の中立性の確保と芸術文化の多様性の保護であることを示す。このために本稿では、まず、ロナルド・ドゥオーキン (Ronald Dworkin) が区別するリベラルな政府による芸術文化の公的支援についての二つの立場を手掛かりに、リベラルな芸術文化政策が、政府の中立性の確保と芸術文化の多様性の保護という二つの要請に結びついていることを確認する。次に、この政府の中立性の確保と文化の保護という要請が、必ずしもうまく両立するものではないことを理論面と実践面から考察し、実践的には「誰から見た中立性であるのか」という問題が生じることを指摘する。この考察を通じて、政治哲学の観点から芸術文化の支援を考えるとき、政府の中立性の確保と芸術文化の多様性の保護という二つの要請をいかにして調整し、両立させるかが課題になっていることを示す。

## 2. 芸術文化支援についての経済的アプローチと卓越主義的アプローチ

ドゥオーキンは「リベラルな国家は芸術を支援できるか?」と題された論考のなかで、芸術文化に対して公的支援を行うべきかという問いを考えるさい、経済的アプローチ (economic approach) と、高踏的アプローチ (lofty approach) という二つの立場を区別して説明している (ibid., p. 221) <sup>3)</sup>。

経済的アプローチは、芸術文化の価値の決定は市場にまかせるべきだという前提に基づいている。すなわち市場価格が市民のニーズを反映する。どのような芸術がより卓越しているかということよりも、そうした芸術を味わうために資金をどれだけ投入したいか、どれだけのコストを負担できるかを考慮しながら、市民が求めるだけの芸術が手に入ればよい。そうだとすると、そもそも政府による支援という発想そのものが、経済的アプローチでは除外されてしまう。

これに対して高踏的アプローチでは、人々がより豊かな人生を送り、人間が持つ可能性を開花させるために、政府は洗練された豊かで卓越した芸術を市民に提供しなければならないとされる (ibid., p. 221)。単に人々に人気があるというだけの芸術ではなく、一定程度以上の卓越性を備えた芸術文化に市民がアクセスできるようにしなければならない。そのために、より卓越した芸術について保護や振興を目的とした支援を政府は行うべきだとされる。

それぞれのアプローチの特徴と問題点を以下で順に概観しよう。

### 2.1 政府は文化を支援し振興する必要はなく、市場にまかせるべきである：経済的アプローチ

上述したように、経済的アプローチは、人々がどれだけの芸術を求めているのかが反映される市場において、芸術文化の振興を考えるべきだとする。人々が求めている芸術文化であれば、

市場で高値がつく。たとえば、ある美術館が入場料を五千円に設定するとしよう。もしもこの値段に見合うと多くの人々が考える作品が展示されているのであれば、入館者は確保できるだろう。もしも集客が困難であるとすれば、それは展示されている芸術に人々が関心を抱いていないことを示していることになる。このような美術館に政府が公的支援をするのだとすれば、人々が関心を抱いていない芸術文化に対して税金を投入していることになる。市場に任せることで、こうした無駄な公的支援を減らすことができるというわけである。

しかし、果たして市場価格は芸術文化の存続を決めるのに適した尺度だといえるだろうか。経済的アプローチは市場による価格調整が市民のニーズを反映するという前提に立っているが、必ずしもそうとはいえないとドゥオーキン<sup>4)</sup>は述べ、次のような例を挙げる (ibid., p. 222)。貧富の差が大きい社会を考えてみよう。裕福な人は、キャビアに高いお金を払うだろう。その一方で、貧しい人はパンすら買えない。これをその社会全体でみたとき、キャビアの値段が高いことは、その社会がパンよりもキャビアを価値あるものだと考えていることにはならない。したがって、その社会が全体として抱いているニーズを市場価格が反映しないことがあるのである。

さらに、芸術文化の市場では、より大きな競争力を持つ者が有利となる。これはたとえば経済のグローバル化が進む現代において文化の存続を考えるとき、文化の均質化が進み、少数派の言語や文化が失われていくことに現われている<sup>4)</sup>。国連教育科学文化機関 (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, 以下ユネスコと表記) が採択した文化多様性条約には、このような危機意識が如実に表れている。

2005年、ユネスコは日本を含む国々の賛成により、いわゆる文化多様性条約 (UNESCO Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions) を採択した。ユネスコは2001年に文化の多様性に関する世界宣言 (UNESCO Universal Declaration on Cultural Diversity) を採択しており、この宣言に基づいて策定されたのが、文化多様性条約である。この条約は、文化の多様性の保護や異文化の尊重、多文化主義の推進を目指す内容である。

この条約の特徴は、文化の多様性を維持するために、一定の文化保護政策を認めることにある。これは、文化多様性条約の目的が、グローバリゼーションへの抵抗という側面を持つからである。ユネスコの2009年の年次報告書は文化多様性をテーマにしているが、この報告書によれば、「グローバリゼーションは不可避的に文化の均質化に結びつく」(UNESCO 2009, p. 267)。グローバリゼーションは、一方では多様な文化が出会い、混じり合う機会をもたらすことで、イノベーションを引き起こしてきたことも事実である。だが他方で、グローバリゼーションにより支配的な欧米文化が世界に広まり、各地のローカルな文化——とりわけ少数派の文化——が消滅の危機に瀕している。このようにグローバリゼーションの進展により文化の多様性が失われつつあるので、文化を保護する必要性があるというのである。

日本に引きつけて考えると、巨大なスクリーンを複数持ち、ハリウッド製の映画を上映するシネマ・コンプレックスが増加する一方で、より芸術色の強い映画を上映する小規模の映画館が閉館に追い込まれていることをひとつの例として考えることが出来るだろう。アメリカのハリウッド映画産業に代表される文化産業は、圧倒的な資金力を背景とした支配的な文化であり、ローカルな文化を飲み込んでゆく。結果として、地域の文化の多様性を失わせてしまう。それゆえに規制すべきものとされる。

よく知られているように、ミル (J. S. Mill) は、人が自由であるためには多様な選択肢の存在が不可欠であることを説いた。ミルによれば、人間の諸能力は、選択をする際にのみ訓練される (Mill, J. S. 1869 邦訳 282 頁)。多様な選択肢の中から、自らの判断で物事の善し悪しを見分け、より正しい選択をできるようにすることが、人間が自由であるために必要である。すると、より善い生を送るために役立つような、より良い芸術文化を知るために、多様な文化が存在する環境が調っていないてはならない。こうした芸術文化の多様性を維持するためには、芸術文化の存続を市場に委ねるのでは不十分であり、適切な文化保護政策をとることが肝要であるという主張ができる。

## 2.2 政府はより優れた芸術文化に対して公的支援を行うべきである：高踏的アプローチ

次に、高踏的アプローチの立場を検討してみよう。人々が豊かでより善い生を送るために芸術文化を振興することは、人々に資することである。そのさい、あらゆる文化が支援に値するとはいえない。マンガよりも格調高い文学作品、あるいは通俗的なテレビドラマよりもオペラというように、より優れた芸術文化が公的支援に値する。このように考える立場を卓越主義 (perfectionism) という。卓越主義は、政府がより価値ある善の構想を支援すべきであるという基本的発想に立っている (Wall and Klosko 2003, p. 13)。卓越主義をとる思想家に共通するのは、より善い生という目標に政府が積極的にコミットすることにある。

この卓越主義的な発想は、リベラリズムにおいて重視される個人的自由の尊重という理念に反する可能性がある。どういうことかという、リベラリズムの核心にあるのは、各個人が、自分が描く善き生を自由に追究するという理念である。このような自由を尊重しようとするとき、政府は特定の真理や善き生の在り方を前提としてはならない。善き生についてのさまざまな考え方があること、それを個人がそれぞれに追究する自由を尊重するために、政府は多様な善き生の考え方に対して中立的でなければならないのである (Kelly 2005, pp. 40-1)。それゆえに、特定のより善い生という目標に政府がコミットすることは、各個人がそれぞれに目指すべき善き生の在り方を政府が提示することになり、個人的自由の尊重という理念に反するとされる。

このような立場をとるのが、ジョン・ロールズ (John Rawls) である。ロールズは、このような卓越主義の発想に立つ文化支援政策を明確に拒否している。ロールズによれば、「正義の二原理は、その施設に内在的価値があり、利益を受けないだろう人びとにかなりの犠牲を強いても、それに従事する人びとを支援すべきだからという理由で、大学や諸施設、オペラや劇場に対する支援を容認することはしない (Rawls 1999, p. 291-292 邦訳 438-43 頁)。」つまり、政府は善の構想に対して中立であるべきであり、それゆえに、その芸術文化の内容が優れているからという理由で支援を行ってはならないというのである。

卓越主義が持つ個人の自由な選択への干渉ともいえる側面は、パターナリズム (paternalism) と呼ばれる。パターナリズムとは、父権主義とも訳されるが、「当人の意思に関わりなく、当人の利益のために、当人に変わって意思決定すること」を指す (児玉 2010)。

リベラリズムにおける自由の理解には、主として二つの流れがある。ひとつはいわゆる消極的自由の系譜に連なるものであり、政府に干渉されない限りにおいて個人は自由であることができるというものである。例え愚かに見えるような生を選択するのであっても、そのことについて政

府がとやかく言う必要はない。政府は各個人が抱く善き生の在り方については中立であるべきであり、愚かに見えるような生を選ぶ個人がいたとしても、それはそれで尊重すべきだとされる。

もうひとつは、積極的自由の系譜に連なるものであり、単に政府が干渉しないというだけでは人は自由であることができないという考えに立つ。個人の自由にまかせていたら、より悪い人生を送るような選択をしてしまう危険性もある。たとえば、麻薬に手を出すことを決める人がいる。それも個人の自由だと思うかもしれないが、次第に麻薬中毒となり、不幸な人生を送ることになるかもしれない。それよりは、最初の段階で、麻薬に手を出してはならないと誰かが介入することで、その人の人生はより善いものになっただろう。

より善い生のためには、一定の指針や介入も必要になるとするのがこの立場であり、パターンナリズムはこの系譜にある。単に個人の自由や個人の自主的な選択を尊重するというだけでは、人は必ずしも善き生を送ることはできない。だが、パターンナリズムは、特定の善き生の構想を個人に押しつけることになるため、政府の不干渉に個人的自由を見出す立場を取る側からは、個人の自由を十分に尊重していないという批判が出てくることになる。

さて政府による芸術文化の公的支援は、パターンナリズムにあたるだろうか。ドゥオーキン<sup>1</sup>は、卓越主義に基づく高踏的アプローチが極めてパターンナリスティックであり、オペラが他のより低俗な文化よりも優れているとして公的な支援を集中させるのだとしたらそれは資源と価値の独占であり、リベラルな価値にはそぐわないと述べる（Dworkin 1985, p. 222）。そこで、文化の構造的側面（structural aspect of culture）に対する公的支援を主張することで、卓越主義に基づく高踏的アプローチが持つ次の問題点を回避しようとする。

すなわちドゥオーキンによれば、政府が芸術文化の内容には踏み込まずに、文化の構造的側面のみに対して支援をするのであれば、パターンナリズムには当たらない。文化の構造的側面とは、次のことを指す。文化は、「特定の絵画やパフォーマンス、小説、デザイン、スポーツやスリラーなど、私たちが喜びを見出すものを与えてくれる。また同時に、そのような美的価値を可能にし、それらを私たちにとって価値あるものにするような枠組みも提供する（*ibid.*, p.229）。」私たちが持つ豊かで多様な文化の構造は、さまざまな価値に私たちが向き合う機会を与えてくれる。私たちは、こうした多様な価値枠組みに触れる中から、自らが描く善き生を追求する。このようなプロセスのために政府がすべきことは、多様な文化へのアクセスを市民に提供することである。それ以上は個人が自分で選ぶべきことである。

したがって、政府が多様な芸術文化へのアクセスを保障するという理由で、芸術文化の構造的多様性を維持するために支援を行うのであれば、それは個人の選択や自由といったものと相反しない。それゆえ、パターンナリズムに陥らずに、公的支援が正当化できるというのである（*ibid.*, p. 230）。

### 3. 政府の中立性と多様性の保護：理論と実践からの考察

ここまでのドゥオーキンの議論を辿ると、リベラリズムの理念に適う芸術文化政策には、一方では政府の中立性が求められることがわかる。個人の自由や選択を尊重するために、どの芸術文化を支援するかを判断する際に、その内容に政府が立ち入って価値評価を行うことは避け

られるべきである。他方で、芸術文化の多様性を維持するためには政府が文化政策をとることが必要になる。ユネスコの報告書が指摘するように、少数派の文化は放っておくと失われていくかもしれない。多様な文化を維持するためには、文化の保護や振興のための政策が求められる。

さて、問題はこの二つの要求は両立するのだからである。政府の中立性と、文化の保護という要求を同時に満たす文化芸術政策は、理論的に、また実践的に可能なのだろうか。以下では、まず日本における文化芸術政策を概観し、「内容不関与の原則」を確認する。その上で、政府の中立性の確保と芸術文化の多様性の保護の両立可能性を理論と実践のそれぞれから検討する。

### 3.1 日本における芸術文化政策

多様な芸術文化がより豊かな生に結びつくことは、日本における文化政策の基本を定めた文化芸術振興基本法（以下、「基本法」と記述する）にも現われている。その前文には、この法律の存在理由が次のように述べられている。

#### 文化芸術振興基本法（2001年）

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

このような基本的方針に立つ政府の文化政策は、政府が芸術文化に対する中立性を保つことを前提としている。このように政府が芸術文化の公的支援を行うに当たって、内容に関与しないとする原則は、イギリスにも見られる。戦後、イギリス芸術評議会（the Arts Council of Great Britain）初代会長となったJ. M. ケインズ（John Maynard Keynes）は、アームズ・レングス

(arm's length) の法則を提唱した<sup>5)</sup>。これは、ナチスドイツに見られたような政府による政治的検閲のかかった支援のように、政府が文化芸術と肩を組むのではなく、腕を伸ばしたくらいの距離を置いた関係をとることを意味している。すなわち、政府はお金を出す、文化芸術の内容については口を出さない。これは芸術評議会が政府の介入なしに文化芸術への支援を決定することができることを意味しているが、同時に芸術評議会は、その決定について政府や議会、一般の人々に説明する心づもりがなくてはならないことも含意している<sup>6)</sup>。

日本政府による芸術文化の支援もまた、同様の「内容不関与の原則」に基づいて行われているとされる。根木昭によれば、太平洋戦争が行われていた戦時中の文化芸術に対する統制や干渉、検閲を政府が行ったことに対する反省から、「国は（地方公共団体も）、文化芸術活動に対しては間接的な支援を行うにとどまり、特にその内容に干渉することは厳に慎むべきであるという姿勢」を貫くこととなった（根木 2010, 40 頁）。

内容不関与の原則を保持するためには、適切な手続と、その手続における公平性と透明性の確保が必要になると根木は述べる（同, 42 頁）。根木は具体的にどのように公平性と透明性を確保するのかを説明していないが、その一端を担うのが有識者から成る第三者機関である（同, 41 頁）。また、文化政策の形成プロセスにおいては、審議会のように有識者や文化芸術団体の代表による意見反映の場も設けられている（同, 42-43 頁）。芸術文化支援のための内容や業績の評価をこうした機関や団体に委ねることで、政府は直接には芸術文化の内容には関与しない。このように、政府が直接には支援対象の選定に関わらないことによって、芸術文化の内容への干渉を避けることができる。とはいえ、厳密な意味で公平性や透明性を確保するための方策はまだなく、より洗練された手法を開発することの必要性を根木は述べている（同）。

### 3.2 文化の多様性を維持するための芸術文化の振興・保護政策の考察

だが政府が芸術文化の内容に干渉せず、中立でありながら、文化の振興や保護のための支援を行うことは実際に可能だろうか。先述したように、ドゥオーキン<sup>7)</sup>は芸術文化の多様性を維持するという目的に立てば、中立的な芸術文化支援策は可能であるとした。このような見解に対して、多文化主義の政治理論研究で知られるウィル・キムリッカ (Will Kymlicka) は、「そもそも政府が文化の自由市場に対して中立的でありうるという想定は、明らかに間違っている」と述べる (Kymlicka 2004, p.123) <sup>7)</sup>。これはどういうことだろうか。以下では、まず文化の振興・保護政策を理論的に考察し、政府の中立性をどの次元で考えるかを明らかにする。その上で、理論的には確保できる政府の中立性が、実践の上で直面する問題点を考察する。

まず、多様な芸術文化が花開く機会を保障するために政府が公的支援を行うということは、実際には新たな芸術文化を振興したり、衰え失われつつある文化を保護したりという政府の介入を伴う。先にユネスコによる文化多様性条約が持つ問題点を論じたが、現在の世界では、英語文化に根ざす芸術文化が圧倒的な力を持っている。先住民などの言語面での少数派集団の演劇を例にとりて考えてみると、その演劇を英語訳しなければ多くの観客を集めることができず、商業的には失敗してしまう。商業的にうまくいかない演劇は、いずれ誰も上演しなくなり、忘れ去られてしまうかもしれない。こうした事態を回避するためには、例えば先住民の芸術文化を振興・保護するような公的支援を行うことになる。このような支援は、政府が特定の芸術文

化に肩入れすることを意味し、文化の多様性を維持するためという目的ゆえにはいえ、結果として芸術文化の内容に立ち入っていると見える。そのため、芸術文化の多様性の維持のためには、結局政府は中立であることはできないと思われるかもしれない。

これに対して、芸術文化への公的支援を考えるときの政府の中立性を、①結果における中立、②目的における中立、③正当化における中立とに分けて考えることができる。リチャード・アーヌソン (Richard Arneson) によるこの区別について、松元雅和は、次のようにまとめている (Arneson 2003, p. 193; 松元 2007, 63-79 頁)。

- ①「結果の中立性 (neutrality of effect)」とは、社会内に善き生の在り方をめぐって対立する二つ以上の党派があった場合、政府は全ての善き生の構想が等しい程度に実現されるよう配慮するということである (松元 2007, 67 頁)。
- ②「目的の中立性 (neutrality of aim)」とは、政府が策定・実施する公共政策や法律が、何らかの善き生の在り方を促進・阻害するようなものにするのを禁止する要求である (同, 68-69 頁)。
- ③「正当化の中立性 (neutrality of justification)」とは、目的の次元での政府活動の中立性を要求しない。むしろ中立的であるべきなのは、政府活動が正当化されるその理由付けの次元である (同, 69 頁)。

芸術文化政策の観点で考えるとき、①「結果の中立性」は、すべての芸術文化が等しく発展するよう政府が支援を行うことを意味する。だが多様な芸術文化が存在するのに、そこに共通するような発展の尺度がない。それゆえに、これを実現するのは極めて困難である。例えば大相撲とマンガを例に考えると、いったい何についてどれだけ支援すれば等しく発展したことになるのだろうか。

次に②「目的の中立性」は、芸術文化を宗教のようにとらえ、政府がその内容に立ち入らないようにして支援を行う。このような支援の在り方もまた、実践の観点から考えると難しい。というのも、政府が芸術文化の内容に立ち入らないようにしようとするのは、結果として市場原理を容認することになり、多数派文化の肯定に結びついてしまうからである。先述したユネスコの文化多様性条約を論じた中でも触れたが、少数派の文化は保護や振興といった支援を受けなければ、多数派文化に飲み込まれて失われてしまう危険性が高い。

最後に③「正当化の中立性」であるが、これは芸術文化の公的支援をなぜ行うかという理由付けの次元が中立的であればよい。多様な芸術文化が存在することで、人々は多くの刺激を受け、より豊かな生を送ることができる。それゆえに、芸術文化は公的支援の対象となるべきだといえる。この立場をとれば、芸術文化の内容に立ち入ることなく、多様性を維持するためという中立な理由付けから、少数派文化の保護も可能になる。すると、理論的には、この「正当化の中立性」をとることで、卓越主義を回避し、政府の中立性も確保できることになる。

しかし、理論的には可能であったとしても、実際には、文化の多様性の保護と、政府の中立性の確保は、常に両立するようなものではない。文化保護政策に注目してみると、この難しさが明らかになる。文化保護政策というと、日本ではあまり馴染みがないかもしれない。文化保



護政策をとっていることで知られるカナダでは、カナダで放送されるテレビとラジオの内容のうち、一定の割合をカナダ製の作品にしなければならないといういわゆるカナディアン・コンテンツ規定がある（Canadian Radio-Television and Telecommunications Commission 2009）。大国アメリカと国境を接するカナダは、常に自国の文化がアメリカの文化に飲み込まれてしまうという危機意識を抱いてきた。そのため、文化の多様性を維持し自国の文化を保護して広めるために、この規定が設けられている<sup>8)</sup>。

例えばラジオの場合、「カナダ製」作品の判断基準として、MAPL システムが採用されている。以下の項目のうち、二つを満たす局がカナダ製であるとみなされる。

- M** (music) – カナダ人によって作曲された曲である
- A** (artist) – 主にカナダ人によって演奏されている曲あるいは歌詞である
- P** (production) – 下記の条件下で演奏されている曲である
  - (i) カナダで録音されている
  - (ii) カナダで演奏され、カナダで生放送されている
- L** (lyrics) – カナダ人によって書かれた歌詞である

圧倒的な力を持つアメリカの音楽・テレビ産業に対抗するために、このような自文化の保護政策を採用し、カナダの音楽やテレビ番組の認知度を上げることで、自国の産業の刺激策とすることが、この政策の目的である。

この事例では、カナダ政府は文化の多様性を維持するという一見すると中立的な理由によって、自文化の保護政策を正当化することができる。だがこの政策をとるカナダ政府は、中立性を標榜するかもしれないが、実際には自文化の保護政策を行っている。政府は中立的であるどころか、むしろ自文化の保護という目的のためにこうした措置をとっている。したがって、正当化の次いで政府の中立性を確保したとしても、実践的には中立ではない自文化保護政策に結びついてしまう可能性がある。

次に、多様な文化が豊かな生を送るのに有益だとしても、あらゆる芸術文化が支援に値するだろうか。とりわけ問題を生じさせそうなのが、性的な芸術表現や特定の文化集団の感情を傷つけるような芸術表現である。例えば最近では、東京都議会が子どもを性的対象としたり、女性に対する暴力をともなったりするような過激な性描写のあるマンガの販売を規制する条例を可決したことが話題になった<sup>9)</sup>。また、世界には女性や自国内の少数民族を蔑視する文化が存在し、そうした文化的価値を反映した、女性や特定の文化集団へのステレオタイプや蔑視が表現された芸術作品もある。こうした芸術文化に対しても、文化の多様性を維持するという観点から、政府は平等に支援すべきだろうか。

このようなりべラルな価値にそぐわない文化への規制は、リベラリズムの基本原則のひとつとして知られるミルの他者危害原則（harm principle）によっても正当化できる。ミルは、「すなわち、文明社会の成員に対し、彼の意志に反して、正当に権力を行使しうる唯一の目的は、他人に対する危害の防止である」と述べ、政府がある人の自由を制限できるのは、その自由が別の誰かへ危害を与えるときのみであるとした（Mill 1869 邦訳 224 頁）。他者危害原則は、芸術に

においては「誰かを不当に傷つけるような芸術文化を政府は支援すべきでない」と、政府が用いる中立なルールとして正当化することはできる。

またキムリッカは、そもそも文化の多様性を保護するのは、個人の選択や自立を尊重するためであるので、個人に特定の役割を押しつけたりするようリベラルな規範にそぐわない文化をそのまま受け入れる必要はないと述べる (Kymlicka 2004, p.126)。そしてむしろ、そうした文化がリベラルな規範に合うものになるよう働きかけるべきであるとする<sup>10)</sup>。そもそも「より豊かな生」のために芸術文化の多様性の支援が正当化されるのだから、「より豊かな生」に結びつかないことが明白でないのなら、容認すべきでないとも言えるだろう。

だが、こうしたリベラリズムの規範に基づくルールは、リベラリズムを受け入れていない文化に属する人から見れば、リベラルな規範の押しつけになる<sup>11)</sup>。端的に言えば、政府の支援を受けたければ文化を変容させよ、それができないのであれば亡びよという選択を迫られているようなものである。リベラルではない文化に属する人たちから見れば、リベラリズムの内側では中立であるルールであっても、彼らにとっては全く中立ではない。したがって、理論的には政府の中立性は確保できるかもしれないが、実践的には誰から見た中立性であるのかという問題が生じることになる。

以上のように、政府の中立性の確保と芸術文化の多様性の保護という二つの要請は、緊張関係にある。理論的には両立させることもできるが、実際に政府が実践するとき、これらを両立させることは難しい。したがって、これらをかかして実践においても両立させるのが課題となるのである。

#### 4. 芸術文化政策における政府の中立性と文化的多様性のあいだの緊張

本稿での議論をまとめよう。本稿は、第一にドゥオーキンによる議論を踏まえて、リベラルな政府による芸術文化への公的支援には、政府の中立性の確保と文化的多様性の保護という二つが求められることを確認した。本稿ではまず、芸術文化の存続を市場に任せる経済的アプローチを検討し、その不十分さを指摘した。次に、卓越した文化の振興に政府が積極的に関与すべきであるという高踏的アプローチを考察し、パターンナリズムの危険があることを指摘した。確かに、政府が芸術文化の内容について評価をするのであれば、パターンナリズムのそしりは免れないかもしれない。だが、リベラリズムにとって重要なのは多様な選択肢が存在することであり、そうした選択肢を市民に提供することは政府が果たす重要な役割のひとつである。すると、このような多様性を維持するために文化の構造的側面に対して支援を行うというのであれば、政府による芸術文化への支援はリベラリズムの要請に合う形で正当化するのである。

これを踏まえて本稿は、第二に、政府の中立性の確保と文化的多様性の保護という二つの要求の両立可能性について、理論面と実践面における考察を通じて示した。政府の中立性を、結果の次元、目的の次元、正当化の次元と区別することによって、正当化の次元に置いて政府の中立性は理論的には確保できる。だが、芸術文化の多様性を維持するために政府が実際に文化保護政策を実行する際には、実践的には政府は中立を保つことが難しいことを示した。

以上の議論をもって、芸術文化政策に関して、政府は中立性を放棄すべきだという結論づけ

ることは早急である。そうではなくて、政府の中立性が限定的なものでしかないこと、それを自覚した上で、より公正な芸術文化政策の実現に取り組むことが求められる。同様に、中立的な文化支援政策などありえないとして、芸術文化政策を全面的に否定するものも性急すぎる判断である。文化を支援する政策が持ちうる問題点を踏まえて、より公正でリベラルな芸術文化政策の実践のため、いかにして政府の中立性の確保と芸術文化の多様性保護という時に相反する要請を両立させるかを検討していかなければならない。

## 注

- 1) 民主党の2009年衆院選マニフェストでは、「国営マンガ喫茶」と揶揄されている。
- 2) 『朝日新聞』2014年2月19日大阪夕刊「文楽 苦あれば楽あるか」。
- 3) Dworkin (1985). なお、この論考は、「公共財としての芸術」と題されたパネル・ディスカッションでの報告がもとになっている。このパネル・ディスカッションでは、パネリストとしてフランク・マイケルマン (Frank Michelman), ロバート・ノージック (Robert Nozick), トマス・スキャンロン (Thomas Scanlon) がドゥオーキンの報告にコメントを寄せている。("Panel Discussion: Art as Public Good" 1984-1985).
- 4) ユネスコは、アメリカだけでも過去500年の間に115の言語が失われたとしている。また、世界に存在する6000以上の言語のうち、何もしなければおよそ半分が失われるだろうと警告し、消失が危惧されている言語を「消滅危惧言語 (endangered languages)」として言語の維持・保護活動に取り組んでいる (UNESCO, *Endangered Languages*)。
- 5) 根木 (2010), 41頁; 後藤 (2001), 53頁; 垣内 (1996), 249頁。イギリス芸術評議会は、公的資金を幅広い芸術に対して配分する役割を担う特殊法人である。
- 6) "The History of the Arts Council, 1946-1950."
- 7) 同様の主張は他のキムリッカの著書にもある。例えば Kymlicka (1995), p. 110-111 邦訳 166-167 頁。
- 8) 2014年7月現在、公共放送局であるCBCのラジオ放送については最低50パーセントをカナダ製の作品にするよう定められている。
- 9) 東京都青少年の健全な育成に関する条例及び規則
- 10) キムリッカはリベラルでない文化は放置すべきではなく、よりリベラルな文化になるような働きかけをする権利と責任があるとした (Kymlicka 1995, p. 168 邦訳 251 頁)。だが、どのように介入すべきかが問題となる。キムリッカによれば、介入には二つの仕方がある (Ibid., p. 164-170 邦訳 246-255 頁)。ひとつはリベラリズムの理念を明示したうえで、それに従うよう強制する仕方である。もう一つは、リベラルな文化への変化を内発的に引き起こすことを期待して対話を通じた働きかけを行う仕方である。キムリッカは、そもそもどのような第三者が文化に対して介入する権威を持つのかという疑問を提示し、現代のリベラルな国々では、少数派文化集団に対してリベラルな価値を押しつけることが通例化していることを批判する (同)。その上で、アフリカの事例を挙げ、このような強制政策が、少数派文化集団の反感を集め、結果として政治の不安定化を引き起こしていると述べる。ゆえに、リベラルな価値を強要するような介入は不適切であり、内的な変化を促すような介入がふさわしいと述べる (同)。
- 11) リベラルではないとされる文化の例としては、女性の政治的権利を認めないサウジアラビアや、公立学校での普通教育を認めないアメリカの宗教的セクトであるアーミッシュが挙げられる。

## 参照・引用文献

- Arneson, R. (2003). "Liberal Neutrality on the Good: An Autopsy." In S. Wall and G. Klosko eds., *Perfectionism and Neutrality*. Rowman & Littlefield: pp. 191-218.

- Canadian Radio-Television and Telecommunications Commission. (2009) *The MAPL System*. [http://www.crtc.gc.ca/eng/info\\_sht/r1.htm](http://www.crtc.gc.ca/eng/info_sht/r1.htm) (accessed 07/28/2014).
- Dworkin, R. (1985). *A Matter Of Principle*. Harvard University Press.
- "The History of the Arts Council, 1946-1950: Arts Council Takes Shape." *Arts Council England*. <http://www.artscouncil.org.uk/about-us/history-arts-council/1946-50/> (accessed 12/30/2010).
- Kelly, P. (2005). *Liberalism*. Polity Press.
- Kymlicka, W. (2004) "Dworkin on Freedom and Culture." In J. Burley ed., *Dworkin and His Critics*. Blackwell: pp. 113-133.
- (1995). *Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority Rights*. Clarendon Press (角田猛之・石山文彦・山崎康仕監訳『多文化時代の市民権：マイノリティの権利と自由主義』見洋書房、一九九八年).
- (2001). *Politics in the Vernacular: Nationalism, Multiculturalism and Citizenship*. Oxford University Press.
- Mill, J. S. (1869). *On Liberty*. (早坂忠訳「自由論」関嘉彦責任編集『世界の名著 ベンサム, J. S. ミル』中央公論社, 1967年).
- "Panel Discussion: Art as Public Good" (1984-1985). *Columbia Journal of Art and the Law* 9: pp. 143-178.
- Rawls, J. (1999). *A Theory of Justice* (Revised ed.). The Belknap Press of Harvard University Press (川本隆史ほか訳『正義論』紀伊國屋書店, 2010年).
- UNESCO (2005). *Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions*. <http://unesdoc.unesco.org/images/0014/001429/142919e.pdf> (accessed 07/28/2014) (文部科学省による仮訳「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約(仮訳)」<http://www.mext.go.jp/unesco/009/003/018.pdf> (accessed 07/28/2014)).
- UNESCO. *Endangered Languages*. <http://www.unesco.org/new/en/culture/themes/endangered-languages/> (accessed 07/28/2014).
- (2001). *Universal Declaration on Cultural Diversity*. <http://unesdoc.unesco.org/images/0012/001271/127160m.pdf> (accessed 07/28/2014) (文部科学省による仮訳「文化的多様性に関する世界宣言(仮訳)」[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/bunka/gijiroku/019/04120201/001/008.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/019/04120201/001/008.htm) (accessed 07/28/2014)).
- (2009) *World Report: Investing in Cultural Diversity and Intercultural Dialogue*. <http://unesdoc.unesco.org/images/0018/001852/185202e.pdf> (accessed 07/28/2014).
- Waldron, J. (1995). "Minority Culture and the Cosmopolitan Alternative." In W. Kymlicka ed., *The Rights of Minority Cultures*, Oxford University Press: pp. 93-119.
- Wall, S and G. Klosko (2003). "Introduction." In S. Wall and G. Klosko eds., *Perfectionism and Neutrality*. Rowman & Littlefield.
- 垣内恵美子 (1996) 「主要諸外国の文化政策」根木昭ほか著『文化政策概論』見洋書房, 243-262頁
- 児玉聡 (2010) 「パターナリズム」<http://plaza.umin.ac.jp/~kodama/ethics/wordbook/paternalism.html> (accessed 7/28/2014)
- 後藤和子 (2001) 「文化政策の理論的基礎」後藤和子編『文化政策学：法・経済・マネジメント』有斐閣コンパクト, 49-70頁
- 東京都青少年の健全な育成に関する条例及び規則 (1964) 改正 平成22年12月22日条例第97号
- 根木昭 (2010) 『文化政策学入門』水曜社
- 文化芸術振興基本法 (2001) 平成13年12月7日 法律第148号
- 松元雅和 (2007) 『リベラルな多文化主義』慶應義塾大学出版会
- 民主党 (2009) 「民主党の政権政策 Manifesto 2009」[http://www.dpj.or.jp/special/manifesto2009/pdf/manifesto\\_2009.pdf](http://www.dpj.or.jp/special/manifesto2009/pdf/manifesto_2009.pdf) (accessed 07/28/2014).